パート労働者への健康保険の適用拡大について

I. 被用者に係る社会保険制度としての一体性

- 〇 健康保険と厚生年金は、被用者とその家族の生活の安定と 福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、適用の 範囲について、制度によって便宜的にその取扱いを異にすべ きではないのではないか。
- 〇 両制度の取扱いを異にする場合、パート労働者が厚生年金には加入できるが、健康保険には加入できないなどの事態が生じることとなり、パート労働者の理解を得ることが困難ではないか。パート労働者など非正規労働者と正規労働者間の均衡処遇の確保の観点からも、両制度は同様の運用とすべきではないか。

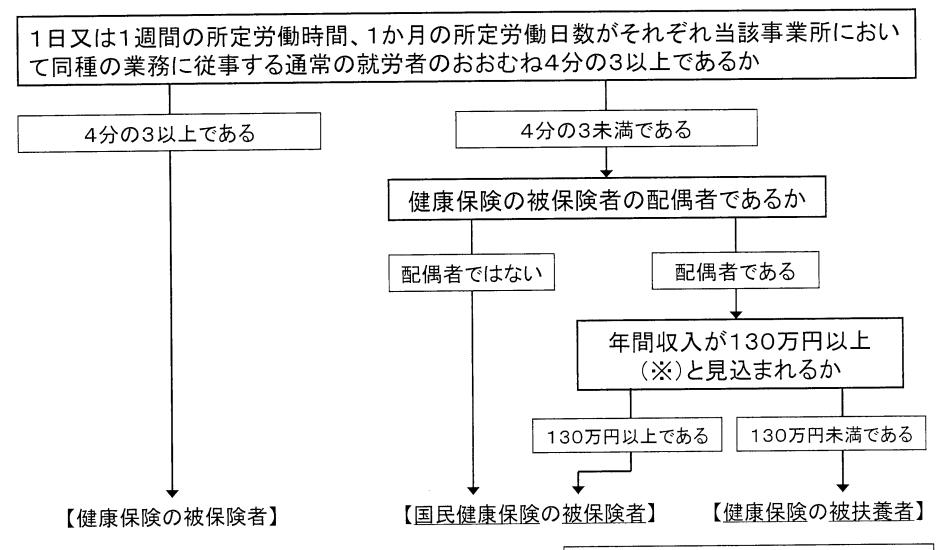
Ⅱ. 事業主等の事務の効率性

健康保険の事務(適用、保険料の徴収等)において、厚生年金との取扱いを異にする場合、事業主等の事務が煩瑣にならないか。

Ⅲ. 適用拡大に係る留意点

厚生年金とは異なり、保険者が多数存在することから、適用拡大に伴い、加入者が異なる保険者の間を移動することとなり、加入者の保険料負担等や、保険者の財政等に影響が生じることとなる。

短時間労働者への健康保険の適用について



※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等 経費を要するものについては必要経費控除後)。

各種政府報告等 (抜粋)

〇 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」報告書(抄)(平成13年12月)

「厚生年金において適用対象を拡大していくとすれば、健康保険に対しても大きな影響を与えることとなるので、<u>健康保険における取扱</u>いも含めて検討していく必要がある。」

〇 「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して一雇用と年金に関する研究会報告—」(抄)(平成 15 年 3 月)

「その際には、短時間労働者に対する年金給付と保険料負担とのバランスや標準報酬月額の下限の取扱い(※)、第3号被保険者制度との関係、さらには<u>医療保険制度における取扱いとの均衡にも留意する</u>ことが必要である。」

〇 「新しい少子化対策について」(抄)(平成18年6月20日少子化社会 対策会議決定)

「正規労働者とパートタイム労働者との間の均衡処遇を確保するために法的な整備を含め施策の強化を図るとともに、<u>社会保険のパート</u>タイム労働者への適用拡大を検討する。」

- 〇 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」 について(抄) (平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)
 - 「・有期労働契約を巡るルールの明確化、<u>パート労働者への社会保険の適用拡大</u>や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、<u>正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。</u>」
- 〇 「再チャレンジ支援総合プラン」(抄)(平成 18 年 12 月 26 日「多様な機会のある社会」推進会議)
 - 「②労働者が安心・納得して働けるように、労働契約法(仮称)を制定し、有期労働契約を含めた労働契約全般に係るルールを明確化し、また、パートタイム労働法の改正やパート労働者への社会保険の適用拡大などを進めて正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。」

~厚生年金保険の適用への取組みについて~

1. パート労働者等の適用対策

- (1) 事業主に対する適正な届出指導
 - ① 新規適用事業所を対象とした説明会での届出指導
 - ② 算定基礎届の提出時に開催する事務説明会での適正な届出指導
 - ③ パンフレット及び広報誌を活用した制度の周知
- (2)事業所調査の実施
 - ① 事業所調査の重点化(平成16年6月~) 労働者派遣業等の業種や短時間就労者、外国人労働者等を多く使用する事業所を重点的調 査対象の事業所とする。(選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事 項等を踏まえて選定。選定業種:派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等)
 - ② 数値目標の設定(平成17年4月~) 事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。
 - ③ 効果件数の把握(平成18年4月~) 短時間労働者、外国人労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効率的・効果的選定を実施。

〈参考〉調査官総合調査件数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
調査事業所数	344, 175	329, 570	307, 576	329, 464	376, 818
(単位:所)	(▲ 4. 7%)	(▲ 4. 2%)	(▲6. 7%)	(7. 1%)	(14, 4%)

⁽注)括弧内は、対前年度伸び率。

2. 事業所の適用促進対策

(1) これまでの適用促進の取組み

- ① 法人登記申請書等の閲覧及び雇用保険の適用事業所に関する情報等により未適用事業所を 把握し、加入勧奨状の送付及び社会保険労務士等の巡回説明により、届出を行うよう指導を 実施。
- ② 平成16年7月からは、まず一定規模以上の事業所から、呼出(原則5人以上)による加入指導を行い、その後、戸別訪問(原則20人以上)等による重点的な加入指導を実施。
- ③ 平成17年度からは、戸別訪問等による重点的な加入指導の対象を15人以上に拡大し、 重点的な加入指導後においても加入手続を行わない一定規模以上(20人程度を目途)の事業所から、立入検査等を実施し職権による適用を実施。
- 〔※ 厚生年金保険の適用促進業務の実施状況等について、総務省行政評価局による「厚生年金保険に関する行政評価・監視〈評価・監視結果に基づく勧告〉」がなされている。〕

(2) 平成18年度の適用促進の取組み

- ① 職権による適用を行うべき事業所を、20人程度以上から15人程度以上に拡大するとともに、職権による適用の徹底を図る。
- ② 戸別訪問等による重点的な加入指導の対象を10人以上に拡大。

(3) 市場化テスト事業の実施

- ① 平成17年度から未適用事業所の把握及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として、5箇所の社会保険事務所で民間事業者に業務を委託して実施。
- ② 平成18年度は、さらに104箇所の社会保険事務所へ拡大。

3. その他の取組み

(1) 偽装契約への対策

① 問題の所在

従業員を退職させ、複数の個人事業所を設立し、低い報酬の従業員を出向させ、別の偽装 契約で差額賃金を支払うことにより、不正に社会保険料を下げる事例が発生。

- ② 社会保険での適正化の取り組み
 - ・ 発生事例を地方社会保険事務局へ情報提供し、報酬に大幅な変動がある場合は調査する よう指示。
 - ・ 労働担当部局等から情報を入手し、重点的な事業所調査の対象として調査を実施。

(2) 加入事業所の違法脱退への対策

① 問題の所在

会計検査院の平成12年度決算検査結果や全喪届が提出されているにもかかわらず事業を継続している事業所がある等の指摘等があった。

② 全喪届の適正な処理

全喪届の提出にあたって取締役会議事録の写し等の第三者の確認がない書類を添付している場合は、できる限り詳細な聴き取りを行い受理するとともに、疑義がある場合には実地調査を行うなど、引き続き、全喪届の適正化に向けた取組を確実に実施。

(※ これまでの取組み)

- ・ 健康保険法施行規則の一部改正により、適用事業所に該当しなくなった場合の届出を規定。あわせて、その旨を証する 書類の添付を義務化。(平成15年4月~)
- ・ 各社会保険事務局・事務所に対し、解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての調査確認方法を指導。 (平成15年11月~)
- ・ 全喪届に係る事務処理の適正化を進めるにあたり、平成16年1月から9月末までに届け出られた全喪届約4万件について総点検を実施。(平成16年9月~)
- ・ 全喪届に係る事業主の虚偽の届出を防止し、適用の適正化を図るため、地方社会保険事務局のホームページで全喪届を 提出した事業所名等を公表。(平成18年11月~)

〈参考〉厚生年金保険の全喪事業所数の推移

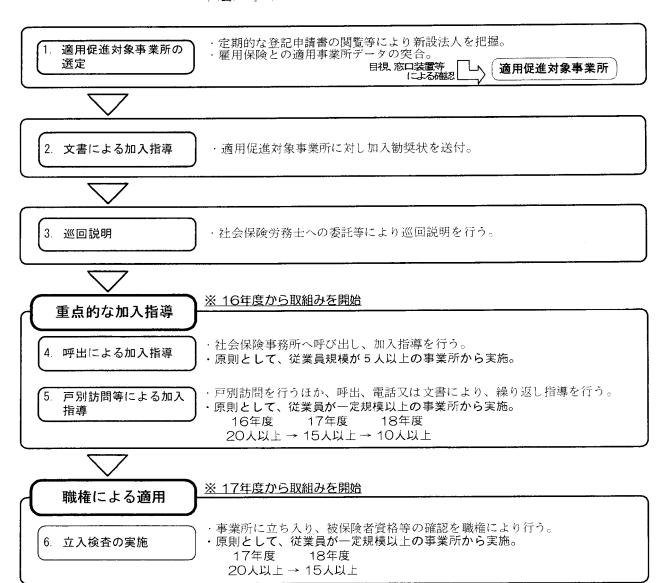
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
全喪事業所数 (単位:所)	78, 276	79, 611	62, 890	46, 092	45, 223
	(11, 9%)	(1. 7%)	(▲ 21. 0%)	(▲ 26, 7%)	(▲ 1.9%)

⁽注)括弧内は、対前年度伸び率。

社会保険の適用基準

- 〇 強制適用事業所は、
 - ① 法人事業所で常時従業員を使用するもの。
 - ② 所定の事業を行う個人の事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの。
 - その他の事業所は、任意適用事業所。
 - (注) 製造、建設等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、強制適用事業所とされているのに対し、飲食、宿泊等の事業を行う従業員5人以上の個人事業所は、任意適用事業所とされているところ。
- 被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者。
- 常用的使用関係の有無は、労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案し、 個別具体的事例に即して認定。
 - (注) 適用除外:下記のいずれかに該当する者は被保険者から除外している。
 - ① 臨時に2ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人
 - ② 臨時に日々雇用される人で1ヶ月を超えない人
 - ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の人
 - ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の人

未適用事業所に対する適用促進の流れ



平成17年度 未適用事業所に対する適用促進の実施状況について (概 要)

- 1 適用促進対象事業所の選定の実施状況
 - 〇 対象事業所数

264,766 事業所 [※市場化テスト対象事務所分(別掲)は注2参照。以下同じ。]

○ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 124,510 事業所 [※]

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指 導 結 果			
		うち適用に結びついた事業所数	うち適用済であった事業所数	うち適用対象外等事業所数	
文書加入指導	125,757	2,505	10,290	16,364	
巡 回 説 明 [※]	67,239	1,774	4,583	28,791	
呼出加入指導	8,563	332	102	471	
戸別訪問等加入指導	4,013	239	67	413	
職権適用	11	11	(被保険者数 81人)		

^{*} 上記の加入指導等により適用に結びついた事業所数の総数は 4,861事業所

3 適用に至っていない事業所数 (平成18年3月末現在)

事業所数	従業員規模 *()は構成割合					
	5人未満	5人~9人	10人~14人	15人~19人	20人以上	
63,539	47,362 (74.5%)	11,721 (18.5%)	2,677 (4.2%)	884 (1.4%)	895 (1.4%)	

^{*} 上記の事業所数は、平成17年度以前の適用促進事業の結果、適用に至っていない事業所として把握したものを含む。

- (注1)上記は、市場化テストの対象となっている5社会保険事務所を除く、307社会保険事務所の状況を集計したもの。
- (注2) 市場化テストの対象となっている5社会保険事務所の実施状況の概要。
 - ① 適用促進対象事業所の選定の実施状況
 - 対象事業所数

5.795事業所

- ・ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 4,039事業所
- ② 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

			(実施事業所数)	(適用に結びついた事業所数)	(適用済等であった事業所数)
<u> </u>	説	明	2,367	223	1,256